

## ■ 対象

○災害により被害を受けた中小企業者

## ■ 内容(貸付条件)

○貸付限度額:

別枠で、

日本政策金融公庫 中小事業1.5億円、国民事業3千万円

商工組合中央金庫 1.5億円

○貸付期間:

日本政策金融公庫(中小事業・国民事業) 設備資金、運転資金とも10年以内(据置2年以内)

商工組合中央金庫 設備資金、運転資金とも10年以内(据置2年以内)

○貸付利率:

日本政策金融公庫(中小事業1.75%(注)、国民事業2.25%(注))

商工組合中央金庫所定の利率(相談の上決定)

(注)貸付期間5年以内の基準利率(平成23年3月12日現在)。利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。

○担保:

弾力的に取り扱う。